

# 郡山市優良統計調査員市長表彰要綱

第1条 この要綱は、郡山市統計調査員（以下「調査員」という。）の表彰に関し必要な項目を定めるものとする。

第2条 表彰は、調査員が次の各号の一に該当するもののうち、その功績が顕著であると認められるものに対して行う。

- (1) 過去10年間に、毎年1種（回）以上の調査に従事したもの。
- (2) 過去5年間に、10種（回）以上の調査に従事したもの。
- (3) 表彰年の前年度末現在で調査得点（別表点数表による。）50点以上のもの。
- (4) 前3号のほか、特に調査成績が優秀で、特に市長が表彰することを適当と認めたもの。

第3条 内申は、政策統計課長及び行政センター所長（大槻、富田除く。）が行い、既受賞者は除く。

第4条 表彰は、毎年1回郡山市統計調査員協議会連合会の総会の席上行う。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年度表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表 点数表

番号	調査名	点数	番号	調査名	点数
1	調査従事歴なし	0	31	事業所名簿整備	2
2	国勢調査	6	32	サービス業基本調査	2
3	農業センサス	6	33	特定サービス産業実態基本調査	2
4	家計調査	6	34	労働力調査（特別調査）	3
5	小売物価統計調査	6	35	家計調査（県）	6
6	全国消費実態調査	5	36	住宅・土地統計調査（単位区設定）	2
7	住宅統計調査	5	37	社会生活基本調査	2
8	漁業センサス	5	38	国勢調査事後調査	2
9	全国物価統計調査	5	39	消費動向調査	2
10	国富調査のための家計資産調査	5	40	割賦販売実態調査	2
11	個人企業経済調査	5	41	住宅・土地統計調査	5
12	就業構造基本調査	4	42	食糧消費総合調査	2
13	事業所統計調査	4	43	果樹基本調査	2
14	毎月勤労統計調査二種	4	44	毎月勤労統計調査（特別調査）	2
15	商業動態統計調査	3	45	通商産業関係動態	2
16	消費者動向予測調査	3	46	自動車動程調査	2
17	福島県農業基本調査	3	47	林業センサス	2
18	生産動態統計調査	3	48	厚生行政基礎調査	2
19	機械器具流通統計調査	3	49	農業センサス事後調査	2
20	繊維流通統計調査	3	50	農林水産業調査	2
21	労働力調査	3	51	住民登録実態調査	2
22	工業統計調査	3	52	稲作付面積調査	2
23	商業統計調査	3	53	郡山市農業基本調査	3
24	毎月勤労統計調査	2	54	農林業センサス	6
25	県民生活実態調査	2	55	経済センサス	4
26	貯蓄動向調査	1	56	毎月勤労統計調査名簿作成	2
27	商工業実態基本調査	2	57	国民生活基礎調査	5
28	住宅・土地基本調査	5	58	出生動向基本調査	3
29	事業所・企業統計調査	4	59	全国家計構造調査	5
30	事業所・企業統計調査（簡易）	2			